

# 公益社団法人宇和島市シルバー人材センター正会員就業規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規約は、公益社団法人宇和島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の正会員（以下「会員」という。）の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (努力義務)

第2条 センターは、互助共助、共働の団体であり、会員は、お互いの経験能力及び人格を尊重し、協力し合って会員自身の創意性を発揮しながら働く機会を拡げ、その健康と福祉を増進するものとする。

### (処遇の平等原則)

第3条 会員は、就業にあたって信条、性別、社会的身分等の理由により、差別的取扱いを受けない。

## 第2章 就業

### (仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けてその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業の条件等につき直接の交渉当事者とならないものとする。

### (仕事の配分等)

第5条 センターは、受注した仕事について、会員の希望を配慮し、その合意を得たうえあらかじめ就業期間、就業時間、仕事の内容、配分金等を明示して割り当て、その決定事項を文書に記録するものとする。

2 センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

3 会員は就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事し、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い就業の終了後速やかに、センターに提出しなければならない。

### (安全衛生、災害防止等)

第6条 センターは、会員の就業に当たり、常にその安全衛生、災害防止等に留意し、会員の健康と能力に応じた就業を提供するように努力するものとする。

### (就業上の留意事項)

第7条 会員は、就業に当たり次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。

- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届出を行い、発注者に迷惑をかけることのないよう努めること。
- (3) 就業上知り得た機密事項及び発注者の不利益になると認められる事項は、他に漏らさないこと。
- (4) 就業に当っては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

### 第3章 共同作業

(共同作業における留意事項)

第8条 会員が共同作業を必要とする場合は、前条に定める事項のほか次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 就業会員は、仕事の遂行について、相互に助け合い、協力すること。
- (2) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう共同責任分担の精神を持って努力すること。
- (3) 会員が就業中にけがをし、又は病気にかかったときは、共同作業中の会員は直ちにセンター又は発注者に連絡する等応急の措置をとるようにすること。

### 第4章 傷害保険及び福利厚生

(傷害保険)

第9条 センターは、会員のために「シルバー人材センター団体傷害保険」に加入するものとし、会員は、就業中に傷害を被った場合は、当該保険約款の定めるところにより補償を受けるものとする。

2 傷患者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

(損害保険)

第10条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財産に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、免責分に係る金額は会員の負担とする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

(福利厚生)

第11条 センターは、会員の健康及び福利並びに生活感の充実のため、レクリエーションその他の事業を行うことができる。

## 第5章 雑則

(規約の改廃)

第12条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

### 附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。